

## SNSを活用したみやぎの魅力動画発信業務委託仕様書

### 1 業務名

SNSを活用したみやぎの魅力動画発信業務

### 2 委託期間

契約日から令和6年3月31日まで

### 3 業務目的

定期的に本県の旬のトピックスを紹介する動画を制作し、SNS等を活用して効果的に発信することで、本県に関心を持つ方はもちろん、現在本県に関心を持たない方にも宮崎の情報（ニュース、イベント、観光、物産・食、文化、移住・定住、スポーツ、就職、子育て、教育、医療 等）を知ってもらい、「選ばれる宮崎」を実現する。

### 4 委託業務の概要

#### (1) 業務実施計画の策定

受託事業者は、本業務を遂行するにあたり、コンセプト、事業スケジュール、実施体制等について、業務実施計画書を策定し、県の承認を得ること。

#### (2) 動画の制作

- ① 制作する動画の内容については、県と受託事業者の双方が提案を行い、両者協議の上決定する。
- ② 「宮崎県の魅力」を発信する動画と、その動画のダイジェスト版を制作すること。
- ③ 動画の尺は1分～3分程度とし、ダイジェスト版は15秒程度とする。ただし、テーマや演出上の理由がある場合はこの限りではない。
- ④ 動画は年間36本～48本（原則として毎月3本～4本）程度を制作すること。
- ⑤ 効果的な情報発信とするため、4パターン程度の異なる切り口から動画を企画し、毎月それぞれの切り口により本県の魅力を発信すること。

#### (3) 動画の効果的な発信

- ① 動画は、県公式Youtubeチャンネル（楠並木チャンネル）とショート動画(TikTok等)に掲載し配信すること。
- ② 動画配信にあたっては、県公式LINEアカウントを活用し、ともだち登録をされたユーザーに対しプッシュ型通知を行うこと。
- ③ 県公式LINEアカウントのともだち数や県公式YouTubeチャンネル登録者数、動画の視聴回数など、県と協議の上で具体的な数値目標を設定すること。
- ④ 動画配信に係る調査・分析を、年間を通して行うこと。
- ⑤ ④の結果をもとに、企画の内容、動画の内容、発信の方法等について、年間を通して改善を図ること。

## 5 業務成果の報告及び納品等

- (1) 月の作業報告を成果報告書として取りまとめて、翌月10日までに県に提出すること。
- (2) 制作した動画は、制作した月の翌月10日までに成果品として県に納品すること。納品の方法は、県と受託事業者が協議の上決定する。

## 6 業務成果の帰属等

- (1) 本業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託事業者等が負うこと。
- (3) 著作権については、契約書第16条（著作権）の規定もあわせて確認すること。

## 7 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者（以下、「責任者」という）を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 責任者は、県と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、県と緊密な連携・調整を図るとともに、受託事業者の業務遂行管理を行うこと。
- (3) 受託事業者は、責任者を変更する際には、県の承認を受けること。
- (4) 4（3）①及び②の作業にあたって、県公式Youtube、県公式ショート動画、県公式LINEの、アカウントのID及びパスワードは、県から受託事業者に貸与する。
- (5) 契約金額には、取材及び動画制作等の業務に係る必要な経費の一切を含むものとする。
- (6) 業務内容の詳細については、企画提案協議により委託事業者が決定した後、県との協議により変更することがある。
- (7) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (8) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (9) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (10) 受託事業者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び業務遂行管理）を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託事業者は県に対し全ての責任を負うものとする。